

ロシアの国防調達制度 —国家国防発注法の背景と概要—

国立国家図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 小泉 悠

【目次】

はじめに

I ロシアにおける国防調達制度とその問題点

1 国防調達制度の概要

2 国防調達制度の問題点

II 国防調達制度の改革に向けた動き

III 新国家国防発注法の概要

おわりに

翻訳：2012年12月29日連邦法第275号「国家国防発注について」(抄)

はじめに

本稿では、ロシア連邦(以下「ロシア」という。)における国防調達制度について、その概要、問題点及び新たな取組みについてまとめる。ソ連崩壊後のロシアでは軍への装備の供給が極度に停滞し、この結果、国防・安全保障体制に大きな問題を生じることとなった。このため、旧式化した装備の更新を目的とする国家プログラムが1990年代半ば以降に策定されたものの、資金不足、開発・生産能力の低下、汚職などによって装備の更新は難航している。近年では資金供給の改善によって装備の更新も進展しつつあるが、その価格をめぐって国防省と軍需産業が対立するなど、依然として問題が山積している。こうした状況に対し、ロシア政府は国防調達制

度の合理化を目標とした各種の措置を実施している。特に2012年12月には、国防調達制度について包括的に規定した連邦法「国家国防発注について」が成立した。本稿では同法の概要を紹介するとともに、その問題点を解説し、同法の国防調達体制の改革に関連する重要な箇所の抄訳を末尾に付した。

I ロシアにおける国防調達制度とその問題点

1 国防調達制度の概要

ロシアの国防調達制度は、中期計画である国家装備計画と各年度の国家国防発注によって構成される。国家装備計画は、国防省及び軍需産業に係る他の省庁が合同で策定する中期装備計画で、計画期間は原則10年間である。国家装備計画は、ロシア連邦軍及びその他の軍事部隊⁽¹⁾が必要とする武器、軍用装備及び特殊装備を開発・生産し、戦闘可能な状態に維持することを目的としており、これらを実現するための目標、課題、発注、資源及び納期を考慮して策定される。国家装備計画の開始後、中間年にあたる5年目には、国家安全保障政策に基づく見直しが行われ、新たな国家装備計画が10年計画として策定される仕組みである⁽²⁾。一方、国家国防発注は、国家装備計画に基づいて毎年実施される調達活動であり、「ロシア連邦の国防及び安全保障を確保するために連邦が必要と

(1) ロシアには連邦軍以外にも内務省の国内軍、連邦保安庁の国境軍等、準軍事組織が多数存在する。

(2) 国家装備計画については国防省公式サイトを参照。以下、インターネット情報は2013年5月31日現在である。

“Государственная программа вооружения (ГПВ)” (国家装備計画) <http://encyclopedia.mil.ru/encyclopedia/dictionary/details_rvsn.htm?id=12954@morfdictionary>

する物品の調達、作業の実施及び役務の提供」を指す⁽³⁾。

2 国防調達制度の問題点

ソ連崩壊後、ロシアの国防支出は大幅に減少した。減少幅は推定により差があるが、スウェーデンのストックホルム国際平和研究所の推定では、1988年の時点におけるソ連の国防費が約3700億ドル相当であったのに対し、ソ連崩壊後の1992年には約720億ドル相当まで落ち込んだ⁽⁴⁾。さらに1998年には約230億ドル相当と、過去最低を記録した。これに伴って装備調達も激減し、1992年から1999年までの8年間に調達された装備は、航空機7機、ヘリコプター8機、戦車31両、潜水艦2隻、水上艦2隻に過ぎなかった⁽⁵⁾。

これに対し、1995年に連邦法「国家国防発注について」（以下「旧法」という。）が制定されるとともに、初の国家装備計画である「1996年から2005年までの国家装備計画（GPV-2005）」が開始されるなど、国防調達制度の整備に向けた動きが始まった。しかし、実際のロシア経済の成長率はGPV-2005の想定よりもはるかに低く（5～7%の想定に対して実際は2%）、しかも、ボリス・エリツィン（Борис Ельцин）

大統領（当時）は財政危機を理由としてGPV-2005の実施に必要な費用の支出を拒否した⁽⁶⁾。この結果、1996年から2000年までに支出されたGPV-2005向け予算は、予定額の23%にすぎなかった⁽⁷⁾。2001年に「2001年から2010年までの国家装備計画（GPV-2010）」が開始されたが、やはり予算不足によって計画目標は大部分が未達に終わった⁽⁸⁾。

一方、「2007年から2015年までの国家装備計画（GPV-2015）」では、新型装備を単年度ごとの発注ではなく多年度分を一括発注する方式の採用や、既存の装備を整備及び近代化改修⁽⁹⁾して可能な限り運用期間を延長するなどの方策によってコスト削減が図られた。また、製品ライフサイクルの概念が導入され、装備の研究開発、生産、運用、修理、近代化改修等を全て考慮した上で価格を決定することとなった。計画の予算総額は約5兆ルーブルであり、各年度の国家国防発注に対する予算支出もほぼ計画通りに実施された。それにもかかわらず、GPV-2015の計画期間の前半4年間（2007～2010年）に調達できたのは目標調達数の10～40%程度に過ぎず、特に潜水艦は1隻も調達できなかった。

その背景としては、軍需産業の生産能力の低下と汚職が指摘できる⁽¹⁰⁾。ソ連崩壊後、ロシア

(3) Федеральный закон Российской Федерации от 29 декабря 2012 г. N 275-ФЗ, О государственном оборонном заказе (2012年12月29日連邦法第275号「国家国防発注について」)

(<http://www.rg.ru/2012/12/30/zakon-dok.html>)

(4) いずれも2011年の購買力平価。SIPRI Military Expenditure Database.

(http://www.sipri.org/research/armaments/milex/milex_database)

(5) “Несокрушимая и легендарная.” *Московский комсомолец*. (「ゆるぎなく、とてつもない」『モスコフスキー・コムソモーレツ』) 2000.3.31.

(6) GPV-2005では国防予算の総額をGDPの3.6～5.2%とすることを前提としていたが、大統領はこれを拒否し、実際の予算額はGDPの2.3～2.8%に留まった。А. Московский, “Уверенность в завтрашнем дне,” *Военно-промышленный курьер*. (А. モスコフスキー「明日への信頼」『軍事産業クーリエ』) 10-16.3.2004.

(7) “Президент запрограммировал вооружения,” *Коммерсантъ*. (「装備計画は大統領が立てる」『コメルサント』) 24.1.2002.

(8) А. Московский, *op.cit.*

(9) 既存の装備の電子機器や武装等を新型に換装し、能力向上を図る作業を指す。

(10) 一例として、ロシアの軍評論家アレクサンドル・ゴリツ（Александр Гольц）は、ロシアの軍需産業をソ連時代の集団農場（コルホーズ）になぞらえ、非効率と腐敗が蔓延していると批判している。“Russia’s Eternal Military-Industrial Kolkhoz,” *Moscow Times*, 2009.11.3.

の軍需産業では設備更新の停滞や熟練工の流出などによって生産能力の低下が進んでおり、国防省から大量発注を受けてもそれに合わせて生産能力を増強することが困難であった。また、開発の難航によって実用化が遅れ、納期に間に合わない事例も数多く発生した⁽¹¹⁾。

軍需産業経営者や軍の装備当局者による予算の横領や価格操作も深刻な問題とされ、例えばセルゲイ・フリディンスキー (Сергей Фридинский) 副検事総長兼軍事検察総局長は国防費の約5分の1は不正に支出されていると発言している⁽¹²⁾。また、装備計画を担当するウラジーミル・ポポフキン (Владимир Поповкин) 国防次官は2009年の記者会見において、ロシアの軍需産業経営者達は装備開発に回すべき資金を預金して利子を稼ぐことばかり考えているなどと非難した上、新型戦車など11種類の新型兵器の開発又は調達中止を宣言した⁽¹³⁾。

これらは、現行の装備計画である「2011年から2020年までの国家装備計画 (GPV-2020)」においても引き続き問題となっている。GPV-2020では23兆ルーブルと過去最大規模の支出が計画されており、2020年までに全ロシア軍の装備の70%を近代化することを目標としている。次節で述べるロシア政府の軍需産業対策によって、GPV-2020ではGPV-2015に比べて装備の調達状況は大幅に改善されているものの、

一部の軍需産業では依然として生産能力の不足による納入の遅れが相次いでいる。また、2011年夏から2012年初頭にかけては、弾道ミサイル、潜水艦、航空機等の調達価格の設定をめぐる国防省と軍需産業との間で紛争が発生し、一時は国防省が国家国防発注の予算執行を停止する事態に発展した⁽¹⁴⁾。装備価格を巡る問題は依然として解決されておらず、価格問題が原因で国防省と軍需産業の間で国家国防発注に関する契約を締結できない事態が相次いでいる。

II 国防調達制度の改革に向けた動き

以上に述べたように、国防調達を実施する上で、生産能力の不足、汚職の蔓延及び装備品の価格設定は大きな問題である。これに対して、ロシア政府は各種の取組みを実施してきた。

第1に、軍需産業に対する政府補助金によって設備投資の拡大や要員の熟練度の向上が図られている。これを実行に移すため、現在、ロシア政府は連邦特定目的プログラム「2011年から2020年までの軍需産業コンプレックスの発展」を実施中であり、2013年だけで26社に対して2650億ルーブル (約8000億円) が支出される計画である⁽¹⁵⁾。

第2に、国家国防発注の履行状況に対する監視が強化されている。2004年には国家国防発

(11) 例えばノヴォシビルスク航空機工場は2006年から2008年までに22機のSu-34戦闘爆撃機を空軍に納入する契約を結んだが、この期間に実際に納入されたのは3機に過ぎなかった。

(12) “Оружие дает ‘откаты’ Из выделенных на оборонку огромных государственных денег крадется каждый пятый рубль,” *Российская газета*. (「武器の“キックバック” 軍需産業に支出された莫大な政府資金のうち、5ルーブルに1ルーブルは盗みとられている」『ロシア新聞』) 2011.5.24.

(13) “Ультиматум оборонке,” *Независимое военное обозрение*. (「軍需産業への最後通牒」『独立軍事展望』) 2010.4.9.

(14) 戦略ロケット軍向けのICBM (大陸間弾道ミサイル) の価格が1基あたり最大で56億ルーブル (約170億円) 値上がりしたことや、955型弾道ミサイル原子力潜水艦の価格が当初の契約価格である470億ルーブル (約1400億円) に対して1120億ルーブル (約3400億円) に値上がりしたことなどから、国防省はこれらの兵器を製造しているメーカーに対する代金の支払いを停止した。この結果、2011年の装備調達予算である5815億ルーブルの内、18.5%に相当する1080億ルーブル分の予算が一時的に執行停止となり、2011年11月になってようやく執行が再開された。

(15) “Госгарантии на сумму 265 миллиардов рублей получают 26 предприятий ВПК,” *Российская газета*. (「軍需産業の26社が総額2650億ルーブルの国家補助金を受け取る」『ロシア新聞』) 2013.5.27.

注の履行状況を監督するために連邦国防発注庁が設置されたほか、2011年以降は会計検査院が国家国防発注に対する監査を実施することとなった。一方、契約上の納期までに規定数の装備を納入できなかった企業に対しては、国防省が罰金を科す措置が導入されたほか、今後は装備調達を監督する政府機関の責任者の責任も問われる（後述）。

第3に、従来は各省庁の調達担当部署が独自に実施していた国家国防発注業務を一括して実施するため、2008年に連邦国防調達庁が設置された。国防発注庁が装備調達の監督を担当するのに対し、国防調達庁は軍の装備担当部局に代わって調達活動の実際を担当し、軍と軍需産業との癒着を防止することを目的として設立された。2013年中には、全ての発注業務が連邦国防調達庁に移管されることが予定されている。また、装備品の整備業務や給食、洗濯、清掃などの日常業務については、業務効率化と汚職防止⁽¹⁶⁾の観点から国営軍事役務公社「ロスオボロンセルヴィス」が実施する体制へと移行しつつある。従来、これらの日常業務は各部隊が独自に実施していたが、これを「ロスオボロンセルヴィス」にアウトソーシングするものである。

第4に、2013年1月から国家国防発注に関する新たな連邦法「国家国防発注について」（以下「新法」という。）が施行された。同法は、1995年に制定された旧法の内容を全面的に見直し、より適正で効率的な国防調達体制を目指すものである。同法の特に重要な点について次章で解説する。

Ⅲ 新国家国防発注法の概要

新法は2012年5月に下院に提出され、同年12月に制定された。施行されたのは2013年1月1日で、これと同時に旧法は廃止された。新法は全部で17か条から構成されており、12か条で構成されていた旧法と比べると内容が詳細になった。

第3条では国家国防発注に関する基本的な概念が定義されている。この条の定義によれば、国家国防発注とはロシア連邦の国防及び安全保障を確保するために連邦が必要とする物品の調達、作業の実施及び役務の提供に関してロシア連邦政府の規範的アクト⁽¹⁷⁾が定める任務であり、国防の目的で製品を調達している連邦政府の行政機関（国防省、内務省、連邦保安庁、国家非常事態省等）又は国家原子力企業「ロスアトム」のみが発注者となる資格を持つ。国家国防発注は、発注者と直接に契約を結んだ主たる受注者と、主たる受注者の下請け又は孫請け以下の関係にある受注者によって履行される。これらの定義は、旧法とほぼ同様である。

第2章は、国家国防発注の構成（第4条）、承認（第5条）及び実施（第6条）について規定している。このうち第4条第2項では国家国防発注の具体的対象として、研究開発、装備品の調達、修理、近代化改修及び廃棄等が挙げられている。旧法では、化学兵器禁止条約で定められた化学兵器の処理に関する規定が存在しなかったが、新法では「化学兵器の廃棄に関する作業」の発注も国家国防発注の範疇に含められた。第

(16) 例えば従来のロシア軍では装備品用の燃料を補給部隊が横流しする等の汚職が常態化していたが、ドミトリー・ブルガーコフ（Дмитрий Булгаков）国防次官（装備・兵站担当）は、「ロスオボロンセルヴィス」への燃料供給業務の移管によってこうした汚職をほぼ廃絶することができたとして高く評価している。“Переход на аутсорсинг исключил хищения ГСМ в ВС РФ – Булгаков,” *РИА Новости*.（「アウトソーシングへの移行によってロシア軍における燃料の横領は根絶された」『RIA Novosti』）2012.9.11.

(17) ロシア法においては、「規範的アクト（нормативный акт）すなわち一定範囲の不特定多数の主体に適用され、通常長期にわたって効力を維持することが想定された一般的規範を含むものと、非規範的アクト（ненормативный акт）すなわち個別的処分行為で、処分が終われば基本的には意義を失うものが区別」される（小森田秋夫「ロシア法」北村一郎編『アクセスガイド外国法』東京大学出版会、2004、p.260）

6条では国家国防発注の実施に関する詳細が規定されている。連邦政府の国家発注に関しては連邦法が存在しており⁽¹⁸⁾、これに基づいて実施するとの規定は新法と旧法で共通しているが、新法では国家国防発注の実施に関するより詳細な規定が設けられた。特に、第6条第2項では、契約履行に必要となる生産能力や資金などを国家発注者が事前に文書で通知していたにもかかわらず契約不履行が発生した場合、発注者は代金の支払を拒否できるとの条項が盛り込まれた。第6条第8項では、国家国防発注の実施期限をロシア政府が決定するとしている。今後は、政府が決定した期限内に国家国防発注で発注された物品・作業・役務（以下、「調達項目」という。）が納入されなかった場合、この規定を根拠として調達責任者が処分されることになる⁽¹⁹⁾。そのための具体的な手続を定めた法案も、2013年6月に政府付属法案起草委員会によって採択されており、今後、議会での審議が開始される予定である⁽²⁰⁾。

第4章は、国家国防発注の調達項目の価格に対する政府の統制について規定している。特に第10条では、政府が調達項目の価格一覧表を作成すること、調達項目の製造及び開発コストの内訳を明らかにさせること、主たる受注者及び受注者の利益率の上限及び下限を決定することなどの具体的な統制の手段が規定された。第

11条は、単一の供給者（受注者又は請負人）に対して国家国防発注を行う場合の調達項目の価格は、希望小売価格、均一価格及び原価加算価格のうち、いずれかをロシア政府が規定した基準及び手続に従って適用すると規定している。

第5章は国家国防発注の実施に関する条項から構成されている。第12条では、国家国防発注を確実に実施するための手段として、政府が約款を設定すること、前払金及び補助金を支出すること等が規定されている。一方、第13条では国家国防発注の履行状況の監視について規定しており、連邦法及びその他の法令に違反する行為が発見された場合には、是正命令を发出すること、是正命令の強制的な実施を求めて仲裁裁判所⁽²¹⁾に起訴すること、行政的違法行為⁽²²⁾を刑事裁判所に起訴することの3点が監督機関の権限として規定された。なお、ここで規定されている監督機関としての役割は、連邦国防発注庁が担当する。第14条は独占禁止に関する手続を規定しており、独占的な地位にある生産主体がその地位を悪用することを禁じている（第2項）。また、原料、材料、構成部品、作業及び役務の価格がGDPデフレーターを考慮しても5%以上上昇した場合、主受注者は独占禁止委員会に対して関連する情報を全面的に開示する義務を負う（第3項）。

(18) Федеральный закон Российской Федерации от 21 июля 2005 г. N 94-ФЗ, О размещении заказов на поставки товаров, выполнение работ, оказание услуг для государственных и муниципальных нужд. (2005年7月21日連邦法第94号「政府及び地方自治体に対する製品の納入、作業の実施及び役務の提供を目的とした調達の入札について」) <<http://www.rg.ru/2005/07/28/goszakaz.html>>

(19) 新法の起草者であるセルゲイ・ジガレフ下院国防委員会第一副委員長の発言。Сергей Жигарев: Новый закон о гособоронзаказе решает назревшие проблемы. (『新国家国防発注法は懸案を解決する』セルゲイ・ジガレフ』ジガレフ議員公式サイト) <<http://zhigarev.ru/activity/plenary-sessions/1011/>>

(20) “Одобен законопроект об ответственности за нарушения в гособоронзаказе,” РИА Новости. (『国家国防発注の違反に対する責任についての法案が採択された』『RIA Novosti』) 2013.5.21.

(21) 仲裁裁判所 (арбитражные суды) はソ連崩壊後に設置された裁判所で、民事事件と行政事件とを含む経済紛争を管轄する。

(22) 行政的違法行為 (административное правонарушение) とは、行政的違法法典に規定された行政規則違反行為であり、個人だけでなく法人も処罰の対象となる。また、行政的違法行為に対する処罰は「行政罰」と呼ばれ、刑法の違反行為に対する「刑罰」とは区別される。

おわりに

以上のように、ソ連崩壊後のロシアでは国防調達制度の改革に向けた動きが進んでおり、今回の新法制定はその一環と位置づけることができる。しかし、装備品の価格については依然として国防省と軍需産業との間で価格を巡る対立が頻発している。2013年度の国家国防発注につ

いては、当初の予定では4月15日までに全ての契約を軍需産業各社と締結する予定であったが、価格設定で折合いがつかず、予定の67.5%分に相当する件数しか締結できなかった²³⁾。新法では政府による調達項目の価格統制についての規定も盛り込まれてはいるが、こうした規定をどのように具体化し、運用していくのかは今後の課題となろう。

(こいずみ ゆう)

²³⁾ ロゴジン副首相（軍需産業担当）の発言による。“Медведев раскритиковал проведение кампании Гособоронзаказа-2013,” *Российская газета*. 2013.4.15. (「メドヴェージェフが2013年度国家国防発注に関して各社を痛烈に批判した」『ロシア新聞』)

2012年12月29日連邦法第275号「国家国防発注について」(抄)

Федеральный закон Российской Федерации от 29 декабря 2012 г. N 275-ФЗ
О государственном оборонном заказе

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 小泉 悠訳

【目次】

- 第1章 総則 (第1条～第3条)
- 第2章 国家国防発注の構成、承認及び実施 (第4条～第6条)
- 第3章 国家発注者、主たる受注者及び受注者の基本的義務 (第7条～第8条)
- 第4章 国家国防発注に係る製品の調達価格に対する国家統制 (第9条～第11条)
- 第5章 国家国防発注の実施 (第12条～第15条)
- 第6章 雑則 (第16条～第17条)

第1章 総則

第1条・第2条 (略)

第3条 この連邦法で用いる基礎的概念

この連邦法においては、次の各号に掲げる基礎的概念を法律各号の定めるところにより用いる。

- 1) 国家国防発注とは、ロシア連邦の国防及び安全保障を確保するために連邦が必要とする物品の調達、作業の実施及び役務の提供に関してロシア連邦政府の規範的アクトが定める任務をいう。ロシア連邦の国際的義務に従ってロシア連邦政府と外国政府との間で実施される軍事技術協力における製品の調達を含む。
- 2) 国家国防発注による国家発注者(以下「国家発注者」という。)とは、国防の目的で

- 製品を調達している連邦政府の行政機関又は原子力国家企業「ロスアトム」をいう。
- 3) 国家国防発注による製品供給の主たる受注者(以下「主たる受注者」という。)とは、ロシア連邦法に則って設立され、国家発注者との間で国家国防発注に関する国家契約⁽¹⁾を締結した法人をいう。
 - 4) 国家国防発注による製品供給に参加する受注者(以下「受注者」という。)とは、主たる受注者又は受注者との間で契約を締結した法人をいう。
 - 5) 国家国防発注の基本指標とは、ロシア連邦の予算法によって承認された国家国防発注に対する資金供給をいう。
 - 6) 国家国防発注に関する国家契約(以下「国家契約」という。)とは、国家国防発注による製品の調達、当事者の義務及び責任に関して、国家発注者がロシア連邦の名において主たる受注者との間で締結する契約をいう。
 - 7) 契約とは、製品の国家国防発注並びにその義務及び責任を履行する際、主たる受注者及び受注者の需要を充足するために、主たる受注者と受注者との間又は受注者相互の間で締結される契約をいう。

第2章 国家国防発注の構成、承認及び実施

第4条 国家国防発注の構成

- 1 国家国防発注の根拠は、次に掲げるとおり

(1) 政府機関又はその他の相手に対し、国家が必要とする物品又は役務を提供するための契約。民法典第526条で規定されている。

である。

- 1) ロシア連邦軍事ドクトリン⁽²⁾
 - 2) ロシア連邦軍並びにその他の軍、軍事部隊及び軍事組織の建設及び発展計画
 - 3) 国家装備計画
 - 4) 連邦特定目的プログラムを含むロシア連邦の国防及び安全保障の領域における長期的な特定目的プログラム
 - 5) ロシア連邦の経済動員⁽³⁾計画
 - 6) ロシア連邦が締結した国際条約に基づくロシア連邦と外国政府との軍事技術協力に関するプログラム及び計画
 - 7) ロシア連邦の国防及び安全保障の分野におけるロシア連邦大統領の決定及びロシア連邦政府の決定
- 2 国家国防発注は、次に掲げる事項等を対象とする。
- 1) 武器、軍用機器及び特殊機器の開発、近代化改修、廃棄及び運用停止に関する科学研究及び試験試作作業
 - 2) 国家国防発注の確実な履行及びロシア連邦の経済動員準備の改善を目的とする研究、試験試作並びに生産技術基盤の強化に関する科学研究及び試験試作作業
 - 3) 武器、軍用機器及び特殊機器並びに製品を構成する原料及び材料の調達
 - 4) 軍用資産、食料品、非食料品の調達
 - 5) 武器、軍用機器及び特殊機器の修理、近代化改修、その関連業務及び運用停止に関する作業
 - 6) 化学兵器の廃棄に関する作業
 - 7) 運用が終了した武器、軍用機器及び特殊機器の廃棄施設等、ロシア連邦の国防及び

安全保障の用途に指定されている施設の建設、再建、設備更新に関する作業

- 8) ロシア連邦の経済動員に関する作業
 - 9) ロシア連邦が締結した国際条約に基づくロシア連邦と外国政府との軍事技術協力による製品の調達
 - 10) 国家物資備蓄用製品の調達
 - 11) この条の第1項各号に掲げる根拠に従って実施されるロシア連邦の国防及び安全保障を目的とするその他の調達
- 3 国家国防発注は、国家国防発注の基本指標に従って実施される。
- 4 国家国防発注の基本指標案は、連邦予算法案における各国家発注者への予算配分額案に対応して作成される。
- 5 国家国防発注及びその基本指標の内容及び規則は、ロシア連邦政府が定める。

第5条 国家国防発注計画の承認

- 1 ロシア連邦政府は、ロシア連邦大統領による連邦予算法の承認以降の期間における国家国防発注計画とその月次実施計画を承認する。
- 2 ロシア連邦政府は、国家国防発注計画の承認に際し、主たる受注者を承認する。
- 3 国家国防発注計画は、国家国防発注の基本指標の支出実績及び執行実績を勘案して、その支出額の範囲内において修正することができる。また、当該年度及び計画年度の連邦予算法が変更された場合にも、国家国防発注計画は修正される。
- 4 国家国防発注計画の修正手続は、ロシア連邦政府が政令で定める。

(2) ロシア連邦軍事ドクトリン (Военная доктрина Российской Федерации) は、ロシア連邦の国防政策の基本文書であり、ロシアにとっての軍事的脅威や軍事力建設の方向性などが規定されている。現在のバージョンは2010年に公表された。〈<http://www.scrf.gov.ru/documents/18/33.html>〉インターネット情報は2013年5月31日現在である。

(3) 経済動員とは、有事において民間の経済活動を政府、地方自治体、軍等に移管し、戦争遂行能力へと転換することを意味する。また、このような経済動員の実施基準、手順、規模等を規定した計画を動員計画と呼ぶ。

第6条 国家国防発注の実施

- 1 国家国防発注の実施は、この連邦法の定める特則を考慮した上で、連邦政府による物品の調達、作業の実施及び役務の提供の発注に関するロシア連邦の法令に従って実施される。
- 2 商取引を通じて国家国防発注を実施する際、国家発注者は、当該国家契約の価格にかかわらず、国家契約の履行に必要な資金の支払を行わない権利を有する。ただし、競争入札に関する文書又は競売に関する文書に、国家国防発注の枠内で製品を納入するために応札者に必要な生産能力、技術的設備並びに財政的及び人的資源の数量が明記されている場合に限る⁽⁴⁾。
- 3 戦闘、補給及び運用の目的で武器、軍用装備、特殊装備及び軍用資産を調達する国家国防発注に入札する場合には、競争入札に関する文書又は競売に関する文書に、武器、軍用装備、特殊装備及び軍用資産の名称又は商標を明記しなければならない。
- 4 商取引を通じて国家国防発注を実施する場合の国家契約に係る最高価格及び特定の供給者(受注者又は請負人)に対して国家国防発注を行う場合の価格は、ロシア連邦政府が定める手続に従って決定する。
- 5 国家契約の対象が、ロシア連邦政府が承認した国家装備計画に沿った国家国防発注による製品の調達であり、かつその納期が3年以内である場合には、契約に係る調達価格は、ロシア連邦政府が当該年度、翌年度及び計画年度の国家国防発注を承認する際に変更することができる。
- 6 国家国防発注は、ロシア連邦の法令及び大統領令並びにロシア連邦政府の政令の規定に基づき、単一の供給者(受注者又は請負人)

を選定しなければならない。この場合において、国家国防発注は、供給される製品の価格の算定において、国家契約に係る調達価格の決定に関してロシア連邦政府が定めた手続に従って受注者の利益水準を保証する。国家国防発注の入札に対して他の応札者がいない場合又は当該取引に関して主たる受注者が規定されていない場合は、価格の算定は、国家単一企業及び国家国防発注で調達される製品の市場において独占的な地位にあるその他の企業の定める手続に従う。

- 7 国家国防発注の履行のため、国家発注者、主たる受注者及び受注者(調達業者及び製造業者)に対する最重要の物的及び技術的資源の必要調達割当は、組織の法的形態にかかわらず決定される。当該割当の決定手続並びに国家国防発注の構成要素として承認された物的及び技術的資源の細目及び数量はロシア連邦政府によって決定される。ただし、規定された物的及び技術的資源を国家発注者、主たる受注者、受注者及び当該割当に係る受注者が調達する場合は、市場価格に基づいて実施する。
- 8 国家国防発注の実施期限は、ロシア連邦政府が定める。

第3章 国家発注者、主たる受注者及び受注者の基本的義務

第7条 国家発注者の基本的義務

国家発注者は、次に掲げる義務を負う。

- 1) 国家国防発注により調達すべき製品について、主たる受注者及び受注者ととも、所定の手順に基づいてその数量及び性能を決定すること。
- 2) 国家国防発注による製品調達の入札を計

(4) 生産コスト等を明示した上で締結された国防調達契約において、受注者側が契約を履行しなかった場合(納期遅れやコスト上昇等)、その代金を支払わないことを国家発注者側に認める条項。詳しくは解説を参照。

画し及び実施すること。

- 3) 国家国防発注の入札に伴う国家契約価格及びロシア連邦法に基づいて単一の供給者（受注者又は請負人）に対して国家国防発注を行う際の国家契約価格を設定すること。
- 4) 国家契約を締結し、その履行に必要な措置を講じること。
- 5) 国家契約の定める条件に従い、国家国防発注における製品の調達に関して前払金及び代金を支払うこと。
- 6) 国家国防発注による製品の調達代金として主たる受注者に支払われた代金の予算配分を用途別に監督すること。
- 7) 主たる受注者に対し、この連邦法第5条及び第6条に基づいて締結された国家契約価格を変更する際に必要な情報及び根拠の照会を行うこと。
- 8) 主たる受注者に対し、国家契約及び通常の契約に従って国家国防発注による製品の納入を行うよう監督を行うこと。ただし、受注者が国家契約及び監督権限に関する契約を締結した場合は、受注者に対しても監督を行う。
- 9) 武器、軍用装備及び特殊装備、軍用資産、これらの材料並びに製品一式の試作品及び量産品（複合体及びシステム）の試験に参加すること。
- 10) 武器、軍用装備及び特殊装備並びに軍用資産の試作品及び量産品（複合体及びシステム）の国家試験を準備及び実施すること並びにこれを戦闘、補給及び運用の目的で採用するための文書を作成すること。
- 11) ロシア連邦法、国家発注者の規範的アクト及びその他のアクトの定める基準並びに国家契約の定める条件に従い、国家国防発注において調達する物品、作業、役務の品質管理を実施すること。
- 12) 国家契約の定める条件に従い、国家国防

発注において調達した製品を受領すること。

- 13) 武器、軍用装備及び特殊装備並びに軍用資産の開発及び量産を実施するために必要な技術関係文書を承認すること。
- 14) 国家国防発注の実施に関して、一部又は全部についてロシア連邦の国家予算によって実施される科学技術活動の結果に関する国家審査を実施すること。
- 15) ロシア連邦法に従ってその他の活動を実施すること。

第8条 主たる受注者及び受注者の基本的義務

1 主たる受注者は、次に掲げる義務を負う。

- 1) 受注者を選定し、受注者とともに国家国防発注による製品の価格、前払金を含む支払条件、支払時期及び製品の納期（完納時期及び各段階の納期）を設定すること。国家国防発注の作成及び修正に関して、受注者とともに、製品の価格、可能な納期及び納入手続に関する国家発注者の照会に対して定められた手続に従って回答すること。
- 2) 国家契約の定める条件に従い、国家国防発注における製品の納入を実施すること。
- 3) 武器、軍用装備及び特殊装備、軍用資産、材料並びに製品一式の試作品及び量産品（複合体及びシステム）の試験に必要な技術文書の要件を定め、試験を実施すること。
- 4) 国家国防発注において納入する製品が、技術規制に関するロシア連邦法及び国家契約に基づいて国家発注者の定めた条件に適合するよう保証すること。
- 5) ロシア連邦法、国家発注者の規範的アクト及びその他のアクトの基準並びに国家契約の定める条件に従い、国家国防発注において納入し及び提供する物品、作業、役務の品質を保証すること。
- 6) 国家国防発注の分野における監督及び国

家契約の各段階における履行の監督を行うロシア連邦行政機関及び国家発注者の業務に必要な措置を講じること。

- 7) 各国家契約に関する財務及び運営状況について個別の審査を実施すること。
 - 8) 国家発注者及び国家国防発注の監督を行う連邦政府機関の照会に対し、国家契約の履行に係る支出に関する情報を提供すること。
 - 9) 受注者と協力して国家契約の価格変更に必要な根拠を国家発注者に提示すること。価格が上昇する場合は、必要経費の削減のための施策の一覧も提示すること。
 - 10) ロシア連邦法に従い、国家契約を履行するために必要なその他の措置を実施すること。
- 2 受注者は、次に掲げる義務を負う。
- 1) 各契約において必要となる材料及び構成部品を含む、国家国防発注における製品の納入を実施すること。
 - 2) 材料及び構成部品の試作品及び量産品の試験に必要な技術文書の要件を定め、試験を実施すること。
 - 3) ロシア連邦法の定める条件に従い、国家国防発注において納入し及び提供する物品、作業、役務の品質を保証すること。
 - 4) 国家発注者（国家契約及び監督権限に関する契約を締結した場合に限る。）、主たる受注者及び国家国防発注の監督を行う連邦政府機関が、各段階の進捗状況を含む契約の履行管理を行うために必要な措置を講ずること。
 - 5) 各国家契約に関する財務及び運営の状況について個別の審査を実施すること。
 - 6) 主たる受注者の照会に対し、契約の履行に係る支出に関する情報を提供すること。

7) ロシア連邦法に従い、契約を履行するために必要なその他の措置を実施すること。

- 3 翌年度及びそれ以降の計画期間⁽⁵⁾に国家国防発注に関する製品の調達を停止する場合、主たる受注者は、国家発注者の同意を得ずに当該製品の納入に必要な生産整備を廃止又は変更してはならない。
- 4 この条の第3項に規定する生産設備の廃止又は変更に関して、国家発注者の同意を得るための手続及び国家発注者の決定によって所定の生産能力を達成できず、主たる受注者が損害を受けた場合の補償手続はロシア連邦政府が定める。

第4章 国家国防発注に係る製品の調達価格に対する国家統制

第9条 国家国防発注に係る製品の調達価格に対する国家統制の目的及び原則

- 1 国家国防発注に係る製品の調達価格に対する国家統制は、国家発注者と主たる受注者の利益の均衡を考慮した上で、予算を効率的に執行し、国家国防発注の入札を合理的に実施し、及び期限までに実行するための最適な環境を実現する目的で実施される。
- 2 国家国防発注に係る製品の調達価格に対する国家統制は、次に掲げる原則に従う。
 - 1) 国家国防発注の実施に関与する全ての当事者が同一の法規範に従うこと。
 - 2) 国家国防発注に係る製品の調達経費の削減を促すこと。
 - 3) 国家国防発注に係る製品の調達に利益を確保すること。
 - 4) 主たる受注者及び受注者の経費の根拠を明確にすること。
 - 5) 独占禁止に関する措置を講じること。

(5) ロシアの国家予算は翌年度分と、それに続く2年間の計画期間分の合計3年分を毎年策定する方式を採用している。

- 6) 国家発注者、主たる受注者及び受注者の利益の均衡を図ること。

第10条 国家国防発注に係る製品の調達価格に対する国家統制の方法

- 1 国家国防発注に係る製品の調達価格に対する国家統制の方法は、次に掲げるとおりとする。
 - 1) 国家統制価格を反映した国家国防発注に係る製品の一覧表を承認すること。
 - 2) 商取引を通じて国家契約を実施する場合及び単一の供給者に対して国家国防発注を実施する場合の価格に関する規則を決定すること。
 - 3) 国家国防発注に係る製品に多様な価格を適用すること (применения различных видов цен на продукцию по государственному оборонному заказу)。
 - 4) 国家国防発注に係る製品の価格構成に関して、その製造及び開発に支出された経費を審査すること。
 - 5) 国家国防発注に係る製品に関して締結される国家契約に対し、製品価格の計算方法についての勧告⁽⁶⁾を承認すること。
 - 6) (主たる受注者及び受注者の) 利益率の上限及び下限並びにこれを国家国防発注による製品の価格計算に適用する手続を承認すること。計算価格の適用手続は、主たる受注者及び受注者が生産能力を向上させ及び国家国防発注の履行に必要な投資を募集する手段並びに国家国防発注の遂行のために政府が提供する財政援助を考慮に入れる。
 - 7) 国家国防発注の実施に関連する経済的合理性のある経費に関して、主たる受注者及び受注者への支払を行うこと。
 - 8) 国家国防発注による製品の価格に関して

国家規制を設けること。

- 9) 国家国防発注による製品の価格一覧表を整備すること。
 - 10) 国家国防発注を作成し、入札を行い及び遂行する際、国家国防発注に係る製品価格の決定に関する国家監督を実施すること。
 - 11) 各国家契約及び契約の主たる受注者及び受注者の財務及び事業活動の実績に関して個別の審査を実施すること。
- 2 国家国防発注に係る製品の調達価格に対する国家統制の手続並びにロシア連邦政府の行政機関及び原子力国家企業「ロスアトム」が国家国防発注分野における価格の国家統制に関して有する権限は、ロシア連邦政府が定める。

第11条 国家国防発注に係る製品価格の種類

- 1 単一の供給者(受注者又は請負人)に対して国家国防発注を行い、契約を締結した場合、国家国防発注に係る製品に適用される価格の種類は次に掲げるとおりとする。
 - 1) 希望小売価格(ориентировочная (уточняемая) цена)
 - 2) 均一価格(фиксированная цена)
 - 3) 原価加算価格(цена, возмещающая издержки)
- 2 国家国防発注に係る製品の調達価格の種類を決定する基準と手続は、ロシア連邦政府が定める。

第5章 国家国防発注の実施

第12条 国家国防発注の確実な実施

- 1 ロシア連邦政府は、ロシア連邦法に従って国家国防発注を確実に実施し及び促進するため、次に掲げる措置を講じる。

(6) 装備価格のガイドライン策定については政府付属軍需産業委員会が中心的な役割を果たすことになると見られているものの、ここで言う勧告をどの機関が策定するのかについては明らかで無い。

- 1) 国家契約及び契約の約款を作成すること。
 - 2) ロシア連邦政府が承認した国家国防発注の入札に期限を設定すること。
 - 3) 国家国防発注に係る製品の価格計算に関して利益率の限度を定めること。
 - 4) 翌年度及びそれ以降の計画期間における連邦予算の編成に関して、主たる受注者及び受注者に支出する予算配分を検討すること。
 - 5) 国家国防発注を承認する際、国家契約に対する前払金の額を決定すること。前払金の額は、同契約に対する当該年度の予算の範囲内とする。
 - 6) 国家国防発注の履行に関して優秀な成績を収めた主たる受注者及び受注者に対し、ロシア連邦政府の国家補助金を支給すること。
 - 7) 主たる受注者及び受注者がロシアの金融機関からの借入金に対して支払った利息に相当する金額を補助金として支給すること。
 - 8) 主たる受注者及び受注者の倒産を回避する目的で補助金を支出すること。
 - 9) ロシア連邦法に基づいて、国家国防発注を確実に実施するため、その他の措置を講じること。
- 2 国家発注者は、国家国防発注を確実に実施するため、次に掲げる権限を有する。
- 1) 国家装備計画及び長期国家特定目的計画に基づく長期国家契約の中に、主たる受注者が当該契約を実施する上で必要な数量の原料、材料及び構成部品の購入に関する事項を定めること。
 - 2) 国家契約における納入時期及び当該契約の実施期間に主たる受注者に支払われた前払金の使途報告に関する手続を定めること。
 - 3) 主たる受注者に対し、ロシア連邦法に反しない範囲内で経済的な奨励策を実施すること。
 - 3 国家発注者が国家契約の枠内で主たる受注者に対して支出する資金は、国家国防発注を実施するための支出及び関連業務に関する前払金以外の用途に使用してはならない。主たる受注者は当該資金仕様について責任を負う。
 - 4 国家機密に相当する国家国防発注を実施している主たる受注者及び受注者(ロシア連邦の国家補助金を受けている企業を含む)に対して資金供給を行っている金融機関は、ロシア連邦法に基づいた適切な認可を受けていなければならない。

第13条 国家国防発注の分野における管理及び監視

- 1 国家国防発注の分野における管理及び監視は、2008年12月26日の連邦法第294号「国家の管理及び監視並びに資産管理に関して会社及び個人企業の権利を保護する法律」、2005年7月21日の連邦法第94号「国家及び地方自治体向けの物品、作業、役務の調達契約の入札に関する法律」及びこの連邦法に基づき、国家国防発注の分野における管理及び監視を担当する連邦行政機関が実施する。
- 2 定期又は不定期の検査の結果、国家国防発注の分野に関するロシア連邦法又はその他の規範的アクトに対する違反が発見された場合、国家国防発注の分野における管理及び監視を担当する連邦行政機関は、次に掲げる権限を有する。
 - 1) 発見された違反を是正するための命令書の内容を実施することを義務付けること。
 - 2) 自らが発行した命令書の強制的な実施を求めて裁判所及び仲裁裁判所に告訴すること。
 - 3) 行政的違法行為を審査し、刑事告訴すること。

第14条 国家国防発注における独占禁止に関する特記事項

- 1 独占的地位とは、生産主体が国家国防発注の実施に必要な原料、材料及び構成部品の納入、作業の実施並びに役務の提供を現に実施し又は実施する能力を有しており、かつ、当該生産主体が次に掲げるいずれかの条件に適合する場合をいう。
 - 1) 当該生産主体が所定の手続に従って単一供給者（受注者及び請負人）リストに掲載されている場合
 - 2) 当該生産主体が国家国防発注に関連する製品の唯一の生産企業であり、当該製品、部分品又は構成部品が必要であると国家契約の仕様書その他の文書に記載されている場合
- 2 独占禁止に関するロシア連邦の法律に基づき、この条第1項で規定する生産主体によるその独占的地位の濫用を禁止する。
- 3 国家国防発注の実施に必要な原料、材料、構成部品、作業及び役務の供給者（受注者、請負人）が設定し又は提案した価格が、価格指標及びロシア連邦政府の定める手続によって規定された各種の経済活動のデフレーター指標を考慮しても5パーセント以上上昇した場合、主たる受注者は、価格上昇の事実に関する全ての情報を独占禁止を所管する官庁に対して開示する義務を負う。当該情報は、供給者（受注者、請負人）が価格上昇の事実を公表してから30日以内に独占禁止に関する所管官庁の定める形式で提示されなければならない。
- 4 独占禁止を所管する官庁は、2006年7月26日の連邦法第135号「競争維持法」に基

づいて設立され、その権限の範囲内において独占的地位の悪用禁止に違反する事例を発見し、当該の違反事案を審査及び刑事告訴し、審査の結果に従って適切な命令を採択し、発出し、及びその違反を看過した場合には、ロシア連邦法が規定する手続に従って責任を負う。独占的地位の濫用禁止に違反する事例の審査を行う際は、国家国防発注の分野における管理及び監督業務を所管する連邦政府機関の代表者が審査委員会の委員として参加する。国家国防発注の分野における管理及び監督業務を所管する連邦政府機関の代表者の人数は、委員会の全委員の30パーセント以内とする。

第15条 この連邦法、その他の連邦法及び国家国防発注の分野における他のロシア連邦の規範的アクトに違反した場合の責任

この連邦法、その他の連邦法及び国家国防発注の分野における他のロシア連邦の規範的アクトに違反し、有罪となった者は、ロシア連邦法に基づき、懲戒責任（Дисциплинарная ответственность）⁽⁷⁾、民事責任、行政責任及び刑事責任を負う。

第6章 雑則

第16条（略）

第17条 この連邦法の施行

この連邦法は、2013年1月1日に施行する。

ロシア連邦大統領 V. プーチン

（こいずみ ゆう）

(7) 従業員が犯した規則違反に対し、行政機関による処分が行われる前の段階で所属組織が独自に行う懲戒処分をいう。ロシア連邦労働法典第135条で規定されている。